

ISSN 1883-1656



RRC Working Paper Series No. 33

1930年代後期ソヴェト農村におけるアルテリ模範定款の浸透過程

—ウラルにおける国家証書の交付と土地整理—

日臺 健雄 （一橋大学経済研究所ロシア研究センター）

September 2011

revised version: December 2011

**RUSSIAN RESEARCH CENTER
THE INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
HITOTSUBASHI UNIVERSITY
Kunitachi, Tokyo, JAPAN**

1930年代後期ソヴェト農村におけるアルテリ模範定款の浸透過程
ーウラルにおける国家証書の交付と土地整理ー

日臺 健雄¹

(2011年9月：初稿，2011年12月：改訂)

1 はじめに

1920年代末に開始されたソヴェトにおける農業集団化は、「上からの革命」とも称される大規模な社会変動を伴った。この「上からの革命」に伴い、30年代に入ると「国家権力の最大限の強化」がソヴェトの政治理念となった（溪内, 1996, p. 40）。集団化が本格化するにつれ、ソヴェトの多くの農村は集団化に伴う混乱や危機に襲われた。1933年から34年にかけては、広範囲にわたり深刻な飢饉が発生した。

一方、本稿が主たる対象とする1930年代後期をみると、1935年には国家がコルホーズの土地利用権を永久に認める内容を含む新たな農業アルテリ模範定款が制定され（2月）、1936年には新憲法（スターリン憲法）が制定された。1937年には、「スターリン時代中最良の経済状態」とも称される豊作を記録したが、一方で、1937年から38年にかけて大テロル（大粛清）の嵐が吹き荒れた。1939年には、コルホーズ農民に対して義務的な作業日ミニマムを制定している。

このようにみると、1930年代後期は、社会に広く深い変動をもたらした集団化という激震の余震がつづく中で、国家権力の側が農民に対して当初は「譲歩」をみせるものの、やがて農民に対する「攻勢」に出るといった流れを捉えることができるのであり、ソヴェト史にとって一定の重要性をもつ時期といえる。

一方、ソヴェト連邦の崩壊後、今日に至るまでの間に史料の公開は大幅に進み、充実した史料集も刊行されるようになり、30年代後期の研究をめぐる状況には変化が生じ、研究の蓄積も進んできている。以下、それらの先行研究を概観した上で、本稿の課題を設定する。

1.1 先行研究の検討

米国を代表するソヴェト社会史の研究者であるフィッツパトリックは、その著書（Fitzpatrick, 1994）において、1930年代当時の農民のおかれた状況の全体像を、社会史というアプローチにより、包括的かつ論点網羅的に描いている。しかし、上記のような同書の性格により、アルテリ

¹ HIDAI Takeo：一橋大学経済研究所ロシア研究センター研究員。E-mail: hidai@ier.hit-u.ac.jp

模範定款の制定に伴う国家証書の交付や土地整理などの土地利用のあり方について、詳細な検討が加えられてはいない。

日本における先行研究では、松井憲明による論文（松井, 1999）がある。同論文は、30年定款、35年定款、39年決定（「コルホーズ共同地の切り取りからの保全の方策について」）、56年決定（35年定款の修正）の内容概説が主な内容となっている。そのため、35年定款をコルホーズ側が受容する過程については検討されていない。また富田武は、1930年代の政治史を描いたその著書（富田, 1996）において、1935年に制定された農業アルテリ模範定款について、「コルホーズの管理体制、労働組織、収入分配等を統一的に定めたものだが、コルホーズ員の菜園用付属地、個人所有家畜も明確に公認する譲歩を含んでいた」として、国家権力の農民に対する「譲歩」と位置づけている²。その上で、「コルホーズ員が社会化経営に不熱心な一方、自己の生存のためにも個人経営に精を出すという、集団化当初からの消極的抵抗がいわば制度化されたことになる」として、35年定款を農民の「消極的抵抗」を受けた国家権力の側の「制度化」とみなしている（富田, 1996, p. 49）。

ロシアにおいては、ソヴェト農民史研究の泰斗であるダニーロフが編纂した史料集（Данилов и др., 2002）の巻頭論文（モシュコフ執筆）では、史料集の巻頭論文という性格を受けて、論点網羅的な姿勢がみられる一方で、国家証書の交付や土地整理は重点が置かれていない。ウラル地域を対象としたものとしては、1930年代後期を含む時期のウラル地域の農業史の研究を、フィラトフがおこなっている。同氏は、スヴェルドロフスク州、チェリャビンスク州などウラル地域における各州のアルヒーフ文書を用いて、1930年代後期の農業（畜産を含む）の全体像を複数の論文や著作において描き出している（Филатов, 2002, 等）。その一方で、土地利用のあり方を含む個別の論点については概説的、網羅的、傾向的に扱っているため、土地利用のあり方、具体的には国家証書の交付過程や土地整理の進行過程といった個別の論点については深く検討されていない。同じくウラル地域の農業史の先行研究として、コルニーロフの業績を挙げるができる。同氏による研究の対象は主に第二次大戦期であるものの、30年代後期についても概説的に触れられている。それによれば、1930年代後期のウラルにおいては、国家権力の側による「農民との妥協の政策が安定化の本質的要因となった」。そして、この政策は、1934年末にエム・テ・エス政治部を解散する決定をおこなったことに始まったが、「自由化政策の核心をなしたのは農業アルテリ模範定款の規定の実施であった。それにもとづいて、コルホーズに土地永久利用の証書を授与する授与式が催された」として、35年定款を「自由化政策の核心」とみなしている（コルニーロフ, 2006, p. 544）。

1.2 課題の設定

以上の先行研究を踏まえて浮かび上がった論点は、35年定款について、国家権力の農民に対する「譲歩」ないし「自由化政策」とみることができるものであり、集団化後の国家権力の対農

² なおフィッツパトリックも、35年定款の導入について、国家権力による農民に対する「譲歩」とみなしている（Fitzpatrick, 1996, p. 121）。

民政策の転換点として歴史的な重要性をもつものと位置づけられる。

なお、この定款制定の背後には、農業の生産性を向上させるという国家権力の側の政策的意図も読みとることができる。ロシア農業における伝統的な桎梏、すなわち「共同体的な土地利用形態に固有のものであった耕地の散在、遠在、細分化」（奥田, 1984, p. 256）を国家権力は執拗に解消しようとしていたが、それらの解消のためにとられた具体的な方策として、土地整理（ならびに多圃制輪作）の導入がある。そして、35年定款において、土地整理と輪作の導入がそれぞれ第2条と第3条で定められたことから、35年定款は、国家権力の農民に対する「譲歩」「自由化政策」であると同時に、生産性向上を加速化する手段でもあったと位置づけることができる。

そこで本稿では、上記の如き歴史的な重要性をもつ定款が、いかなる過程を経てコルホーズ農民に受容され、またいかなる変化をコルホーズ（農民）にもたらしたのかについて、前者については第2節において土地の永久利用権確認証書（＝国家証書）の交付過程を取り上げる形で、後者については第3節において土地整理の過程を取り上げる形で、それぞれ考察する。

1.3 方法

本稿で考察の対象となる地域は、ウラル地域、特にスヴェルドロフスク州に絞られる。そして、現地の公文書館（アルヒーフ）所蔵文書が利用される³。ソ連邦全域に研究対象を拡散させず、特定の地域に対象を限定とするアプローチを採用した事由は以下のとおりである。すなわち、前者のアプローチを採用した場合には、地域的なバイアスを避けるために連邦の各地域に関する膨大な史料を取り扱わなければならないという量的な面での困難が生じる。一方、後者のアプローチを採用した場合には、一つの地域に視座を固定することで時系列的な変化を捉えやすくなるという利点もたらされる。以上の事由から、特定の地域に対象を限定するアプローチを採用した。

但し、特定の地域を対象とするアプローチには、地域的なバイアスを受けるというデメリットがある。このデメリットを最小化するためには、対象を、全体の特徴を代表しうる地域、ないし平均的縮図に近い地域にする必要がある。この点において、ウラル地域は、他の諸地域と比較して優位にあるものと考えられる。すなわち、地理的にみると、ヨーロッパとアジア（シベリア）の境界に位置するという点で、「ユーラシア国家」としてのソヴェト連邦を代表している。また、集団化の進行や1コルホーズ当たりの農戸数や播種面積の点で、ソ連邦全体の平均値をやや上回っているものの、特異な値を示してはいない（表1および表2参照）。さらに、同地域は農業を主産業としつつ、第1次五カ年計画（29-32年）、第2次五カ年計画（33-37年）、第2次大戦期のドイツ軍占領地域からの工業施設の疎開を通じて急速に工業化が進行したという点でも、農村と都市、農業と工業との関係をみていく上で、ソヴェト連邦の一つの縮図としての性格を備えて

³ 2010年3月ならびに8～9月に、スヴェルドロフスク州エカテリンブルク市に位置する2つの公文書館、すなわちスヴェルドロフスク州社会組織文書センター（Центр Документации Общественных Организаций Свердловской Области: ЦДООСО）（党機関の文書を所蔵）およびスヴェルドロフスク州国立文書館（Государственный архив Свердловской области: ГАСО）（国家機関の文書を所蔵）にて史料収集をおこなった。

いるものと考えられる⁴。

2. 35年定款の採択に伴う国家証書の交付過程

2.1 1935年における国家証書の交付

1920年代後半に開始された農業集団化の過程で、国家権力は農民に対する政治的な監視機関として、1933年1月に機械トラクター・ステーション（エム・テ・エス）（MTC）およびソフホーズに政治部を設置した⁵。政治部はコルホーズの幹部や村ソヴェトの活動家を多数逮捕するなど強権的な措置を繰り返したため、現地の党機関・国家機関との間で紛争が生じることも多く、翌1934年11月に政治部の廃止が決定された。

1935年になると、2月に新たな農業アルテリ模範定款が第2回コルホーズ突撃員大会において策定された。この新定款には、各コルホーズが国有地を無期限（永久）に利用する権利を確認する内容も含まれていた（第2条）が、これは、農民の土地に対する執着ともいえる強い感情に込めるものであり、いわば権力の農民に対する「譲歩」ともいえたと⁶。

この新定款は、各コルホーズにおいて個別の具体的な数値を盛り込んだ上で国家登録されていたが、この定款の国家登録と並行して、土地の永久利用を確認する内容の国家証書の交付もおこなわれた。なお国家証書の交付にあたっては、コルホーズの境界線の画定作業を終えることが必要とされた（なお、このコルホーズの境界線の画定作業は、コルホーズにおける「土地整理」の一環としても位置付けられるが、これについては第3節で扱われる）。

土地永久利用証書（以下「国家証書」）の各コルホーズへの交付は、スヴェルドロフスク州内のコルホーズを4グループに分けた上で、グループ毎に期限を定めて実施された（ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 13. Д. 47. Л. 71-72）。

第1グループにはオシンスク地区など21地区のコルホーズのうち、限定された数のコルホーズが含まれる（たとえばターボル地区では7コルホーズ）。それらのコルホーズでは、土地整理作業が35年4月15日に開始され、6月1日までに完了するものとされた。

第2グループにはターボル地区など主に南東部に位置する20地区のコルホーズのうち、第1グループに属するコルホーズを除いたものが含まれる。それらのコルホーズでは、土地整理が未完な所では州土地部が境界線の設定作業に早急に取りかかるものとされ、その作業は8月1日までに完了する。

⁴ 但し、スヴェルドロフスク州がソ連邦全体の正確な縮図であってその分析結果がソ連邦全体に普遍化できると主張しているわけではない。あくまでも、極端に偏った傾向を示す可能性が相対的に少ないと思われるという意味で他の地域に対して優位に立っていると主張するにすぎない。

⁵ MTC 政治部長は MTC 副所長を兼任し、また2名いる政治部副部長のうち1名は統合国家政治局（オ・ゲ・ペ・ウ）の代表であった。

⁶ その一方で、「義務納入制」など、集団化の過程で導入された農民に対する「収奪」的な制度や措置も新たな定款に組み入れられている。それらは、「1937～38年にコルホーズのおかれた状況、すなわちコルホーズ経営に関する意思決定の国家による横奪、労働力再生産費負担の個人化、社会化経営への労働参加の非経済的強制を特徴とする、国家に対するコルホーズ員の隷属状態」（西村、1986、p. 145.）につながった。

第3グループにはヴォロシーロフ地区など主に中北部に位置する23地区のコルホーズのうち、第1グループに属するコルホーズを除いたものが含まれる。それらのコルホーズでは、境界線の設定作業が9月1日までに完了する。

第4グループにはクラスノウフィムスク地区など主に南西部に位置する28地区のコルホーズのうち、第1グループに属するコルホーズを除いたものが含まれる。それらのコルホーズでは、境界線の設定作業が11月15日までに完了する。

第1グループでは、そこに含まれているコルホーズ（総数629）は同一地区内の他のコルホーズよりも短時間で作業が完了するものとされていることから、それらは、既に土地整理が完了しているコルホーズであると考えられる。また第1以外のグループは、州土地部による境界線の設定作業を実施する際に、土地整理員等を派遣する際の便宜上、方面別に分けて期限をずらしたものと考えられる。

上記の仮説を補強する材料として、農業定款問題に関する党地区書記会議議事録（1935年3月26日付）（ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 13. Д. 47. Л. 1-25.）を検討する。

「土地の永久使用権確認証書の交付に関する問題について：現時点で、4,450のコルホーズに対して証書を交付することが可能であり、そのうち623については即時に着手可能である。それらのコルホーズは完全に土地整理がなされており、適切に輪作が行われている。2,851のコルホーズは、証書交付を可能にするために外部との境界のみ規定しているだけであり、[コルホーズ内で土地の・・・引用者注]生産力に応じた区画を定める必要がある。[2,851コルホーズのうち]123のコルホーズについては即時に証書を交付することがおそらく可能であろう。984のコルホーズには、以下の作業、すなわち第1に土地を切り取り、第2に[他のコルホーズの]耕地が入り混じっている状態を解消し、境界を証書にする作業を遂行する必要がある」。

総数の点で若干の相違があるものの（629と623）、先述の第1グループと、上記会議で「即時に着手可能」とされたコルホーズとは、ほぼ同一とみなしてよいだろう。すなわち、35年初頭の時点で完全に土地整理がなされていたコルホーズは、証書交付可能なコルホーズのうち、約7分の1にすぎなかった。

2.2 35年における交付作業の遅延要因

なお、国家証書の交付を遅延させた要因もあった。35年に交付作業を遅延させた要因については、州党農業部による党統制全権委員宛報告書によれば（ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 15. Д. 530. Л. 114）、例えば以下のようなものが指摘されている。「作業を展開する初期の時点での土地整理部の資金不足。土地整理部による州土地部への訴えは成果なし。さらに悪いことに、州土地部は部所属の専門家への給与支払いを第2四半期に停止して、給与の未払いは1万8千ルーブルにのぼる。技術者達は、地区の当該箇所において3～4ヶ月間、無給で[作業に]従事していた。8月に入るまで[7月以前]、作業の資金面での規定は通知されなかった。作業賃の公定賃率の規定は存在しておらず、8月5日になってようやく、州土地部は州執行委員会に対して公定賃率の原案を提出した。公定賃率の規定に関する土地人民委員部の指針は出されなかった。8月に土地

人民委員部からの支出を受領してはじめて、状況に若干変化がみられた」。

また、国家証書の交付作業についても、行政面での非効率性がみられた。上記文書を引き続き引用すると、以下の通りである。「35年7月28日まで、土地整理部は農業人民委員部からの国家証書交付に関する作業の指針を受けていなかった。土地整理部では、サハンスキー前部長が35年5月14日に暫定的な指針を立案した。この指針は、多くの誤った規定や作業への支障を含むものであった」。そして、「国家証書の用紙を土地人民委員部から受領したのは9月になってからであった」という指摘も見られる。

その結果、国家証書交付の前提となる農業アルテリ定款の国家登録の動向をみても、35年末時点で完了していたのは80.1%であり、約2割が定款の国家登録を終えていなかった(表3参照)。国家証書の交付に至っては、39%しか交付が完了していなかった(表4参照)。

ここにおいて、35年の段階では、資金の不足、要員の不足、非効率な行政業務という、経済的ないし行政的な要因が、国家証書の交付作業を遅延させたといえる。

2.3 1936年における国家証書の交付

スヴェルドロフスク州におけるコルホーズ総数4,828に対し、35年に国家証書交付が済んだコルホーズ数は1,415、36年に交付が済んだコルホーズ数は3,426であり、両者を合計すると4,841となる。国家証書交付の過程で複数のコルホーズが合併される場合や、逆に1つのコルホーズが複数に分割される場合も存在したと考えられることから、実施率は100%とならないものの、大部分のコルホーズに対して36年末までに国家証書が交付されたものとみてよいであろう⁷。

また、交付されたコルホーズの数をみると、35年は1,415、36年は3,426であり、後者が前者の2倍以上となっていることから、36年における交付作業はかなり急ピッチであったものと考えられる(表6参照)。

しかし、少数ながら、国家証書において自らのコルホーズに設定されたコルホーズ間の境界線に同意せず、定款の登録が未完のコルホーズも存在した。「証書は届いたが、証書で示された境界に我々は同意しない。再検討を乞う」という趣旨のコルホーズ員集会での決定が、チェルディンスク地区の5コルホーズで36年になされている(ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 15. Д. 534. Л. 8.)。

36年の交付作業の進行を遅らせた要因として、州党農業部による党統制全権委員宛報告書は以下の特徴を挙げている。

1. コルホーズ員が土地整理に労働力を提供しなかった。
2. スクスン地区およびキシェルツク地区において、1936年に新規の証書を補充した8コルホーズについて、国家証書の内容が技術的に不適切であった。
3. ナデジュディンスク市ソヴェトは本年6月および7月に議案を審議せず、それゆえ証書の準備が遂行できなかった。
4. オルディンスク地区執行委員会議長のボロディン同志は準備された証書を7月1日までに

⁷ 1937年2月1日時点で国家証書の交付がなされていないコルホーズは、全体の約3.3%の158コルホーズであった(後述)。

交付することを拒否し、当該案件は8月1日まで猶予されると主張した。(トゥリンスク地区) 地区執行委員会議長のシャドリナ議長は、準備された証書を1936年9月までに交付しなかった。

[略]

7. [略] チェルディンスク地区では、農業アルテリ定款が未登録のコルホーズに国家証書が交付された。」

また、技術要員の不足も若干見られた。上記文書は次のように指摘している。「1936年7月1日の期限までに作業を遂行するために、計画では土地整理の専門家635名が必要とされていたが、7月1日時点での土地整理の専門家は以下の通り：技師36名、上級技手263名、技手136名、助手41名、製図士44名、合計540名」(ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 15. Д. 530. Л. 122.)。つまり、36年段階では、計画の充足率は約85%となっており、要員不足が顕著にみられたとはいえない。

しかし、それにもかかわらず、36年を通して未交付のコルホーズが残存した。上記文書によれば、1937年1月1日時点で国家証書を交付されていないコルホーズは、以下の通りである。

「1 カム水力発電所の水没区域である7地区・・・129コルホーズ

2 ソ連邦土地人民委員部による解決に付託された紛争案件・・・16コルホーズ

3 土地委員会ならびに州執行委員会において未解決のまま、地区執行委員会による新規の審査のために当該地に使者が派遣された、コルホーズによる異議申し立て案件・・・12コルホーズ 合計157コルホーズ」(ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 15. Д. 530. Л. 118.)。

ここで、36年の段階における交付作業の遅延は、主にコルホーズ間の紛争によるものとみることができる。以下、この問題をみていく。

2.4 土地の権利をめぐるコルホーズ間の紛争

35年定款の採択に伴う国家証書の交付に際しては、コルホーズの境界を測量に基づいて図示して国家証書に記載する必要があった。このコルホーズの境界画定に伴い、隣接するコルホーズ等との間に紛争が生じることもあった。また、他の主体が利用(ないし利用せず放置)していた土地をコルホーズに譲渡する例もみられた。

隣接するコルホーズとの間の紛争は、36年段階で、定款の採択に伴う国家証書の交付作業を遅延させる要因になっていた。具体的にみれば、以下の通りである(1937年2月16日付「スヴェルドロフスク州における土地整理作業の実績について」(ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 34. Д. 265. Л. 159-165.)による)。

「土地への権利に関する紛争の除去が、170のコルホーズでみられた。土地利用の欠陥の除去に関連し、土地委員会、地区執行委員会幹部会および州組織が、551のコルホーズによる要求および紛争を審議した。国家証書の受領を拒否したケースが州全体で13あった。チェルディンスク地区において7コルホーズが国家証書の受領を拒否したが、それは、当該コルホーズの土地利用における[他のコルホーズの]耕地の混在および細分状態の解消に際し、当該コルホーズの採草用地と他のコルホーズの耕作用地との交換がなされたが、当該コルホーズが良質と主張する採草用地が質の低い採草用地とされた」。

ここにおいて、多少なりとも生産性の高い土地を確保しようとするコルホーズの姿をみてとることができる。

また、集団化以前に利用していた土地に対する権利を主張するコルホーズが、国家証書の交付を拒否する事例もみられた。上記文書をさらに引用しよう。「シシューチエ＝オゼルスク地区では「赤い星」コルホーズが国家証書の受領を拒否したが、それは当該コルホーズの土地の「ヂェトキン名称」コルホーズとの境界において、当該コルホーズが1932年まで利用していた土地60ヘクタールが「ヂェトキン名称」のものとして地図に書き入れられたからである。これらのコルホーズのうち11コルホーズが国家証書を受け取ったが、シシューチエ＝オゼルスク地区の「赤い星」コルホーズおよびチェルディンスク地区の「新生活」コルホーズは国家証書が交付されなかった。「新生活」コルホーズについて州執行委員会決定は地区執行委員会に対し事案を再検討するよう命じた。シシューチエ＝オゼルスク地区の「赤い星」コルホーズについて、紛争原因の発現の詳細に関する精査を土地部に命じた」。

一方で、別の史料によれば、上記の事例は次のように描かれている（州党農業部による党統制全権委員宛報告書）。「土地の権利に関する紛争が除去されたのは170コルホーズである。土地利用の欠陥の除去に関し、土地委員会、地区執行委員会幹部会、州当局宛に提起された紛争は551のコルホーズによるものである。コルホーズの土地整理に関し、国家証書の承認を拒否したものが13件あった。チェルディンスク地区において7コルホーズが以下の理由により国家証書の受領を拒否した。すなわち、当該コルホーズの土地利用における複数地条ならびに零細地条の除去に際して、当該コルホーズの採草場を耕地と交換したが、当該コルホーズの申告によれば良質の耕地を低質の耕地で代用したというものである。ピャンテジュスク村の「新生活」コルホーズでは、農戸の採草用の土地16ヘクタールおよび19ヘクタールをエム・テ・エス付属地向けに切り取った。」（ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 15. Д. 530. Л. 122.）

これらの諸事例は、農民の土地に対する執着の強さを示しているものといえよう。

2.5 小括

以上において、35年から36年にかけての国家証書の交付過程をみてきたが、そこでは、国家証書の交付が概ねスムーズに実施されたといえる。その要因として考えられるのが、コルホーズによる土地の永久利用を確認するという国家証書の性格である。すなわち、集団化の過程を経て農民は国家権力を「土地や家畜を奪う存在」として認識していたが、その国家権力が35年定款の制定を通じて住宅付属地という形で土地の私的な利用すら公に認め、さらに家畜の保有も制限付きながら⁸認めるに至り、この政策転換の果実である国家証書について、その受領を消極的にとらえる心性はあまり生じなかったといえる。

もちろん、コルホーズ間の土地をめぐる紛争によって交付に遅延が生じた面もあったが、これはあくまでもコルホーズ「間」の問題に起因するものであり、農民・対・国家権力の問題ではな

⁸ 35年定款は、住宅付属地の面積を0.25ヘクタールから0.5ヘクタールまでと規定していた。また各コルホーズ員は、1頭の牝牛、2頭以下の牡牛、10頭の雌羊・山羊、2つ以下の蜂蜜巣箱、家禽そしてウサギを保有する権利を得た（なお馬匹については保有を認められていない）。

かった。また、他の遅延要因として行政能力の不足もあったが、これも国家権力の側に内在する問題であり、農民・対・国家権力の問題ではなかったのである。

ただし、ここにみられるのは、あくまでも当初の受領過程における肯定的な対応であり、コルホーズ農民が定款の内容を咀嚼し、定款に沿って行動したことは意味しない。コルホーズ農民が定款に違反しつつ「農民流」のやり方を貫いた問題については、紙幅の関係で別の機会において論じることとする。

3. 35年定款の採択に伴うコルホーズによる土地利用の変化

3.1 ソフホーズからの土地の切り取り

当時のソ連邦の各地では、十分に土地を利用していないソフホーズが多数存在していたことで、ソフホーズから土地を切り取ってコルホーズに「譲渡」するよう求める地方レベルの動きがみられた⁹。これら未利用地のコルホーズへの譲渡の動きの背景には、コルホーズに35年模範定款を受容させ、国家証書の交付を促進させるという国家的課題を遂行するにあたり、その課題の遂行を担う地方レベルでの権力側の意向を指摘することができる。すなわち、コルホーズの土地の境界を画定させるにあたり、定款の受容と国家証書の交付によって農戸付属地を含む土地の永久利用権が確定されるだけでなく、土地の拡大ももたらされるというメリットを農民の側に与えることで、国家証書の交付テンポを加速させる要因にしたといえる。

この未利用地のコルホーズへの譲渡がスヴェルドロフスク州においていかなる様態をみせたのか、具体例に則してみると、以下のとおりである。

スヴェルドロフスク州においては、コルホーズの境界線設定の際、州執行委員会の特別な決定を受けた州土地部の推挙に該当する場合、ソフホーズからの土地の切り取りを実施するとの方針が35年時点では出されている（ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 13. Д. 47. Л. 73.）。

しかしその後、1937年2月16日付党州委文書「スヴェルドロフスク州における土地整理作業の実績について」（ЦДООСО. Ф.4. Оп. 34. Д. 265. Л. 159-165.）によれば、「土地不足のコルホーズに対するソフホーズや労働者購買部組織からの追加的な4万3623ヘクタールの引渡しに関し、ソ連邦人民委員会議への提案に向けて州計画の立案が完了している」とある。つまり、スヴェルドロフスク州の場合は、35年時点では州独自にソフホーズからの土地の切り取りをおこなっていたが、37年時点では中央に計画を立案するという形に変化したものと考えられる。その背景には、2月に「ソフホーズ・労働者購買部・企業の副業からの土地の切り取りならびにそれらを用いたコルホーズの土地の強化について」という法が新たに制定されたことが指摘できる。

また、「4,625の農業アルテリに関して地区土地部が提出した資料によれば、農業用地（その多

⁹ たとえば、35年から37年にかけて、北カフカス、西シベリア、レニングラード州、カザフスタン、スターリングラード地方、クイビシェフ地方の地方機関が、ソフホーズからコルホーズへの土地の譲渡に関する要請をくりかえして中央に送付している。また、一部の地方では、中央の決定をまたずに、ソフホーズの未利用地を土地に不足するコルホーズへ譲渡するための方策を実施することを決定していた（たとえば北部地方、決定の日付は1935年6月9日）。以上については、奥田, 1984, p. 275 による。

くは牧草地)を補充するために、その一部について長期の時限的な利用(その多くは41万6240ヘクタールの林業ファンドから)が追加的に提案された」とあり、林業からの土地の切り取りもみられたが、これは後背地に広大な森林地帯をかかえるというウラルのおかれた地理的条件による特徴的な傾向といえる。

ただし、36年末までに実際にソフホーズから切り取られた土地の面積がコルホーズの全土地面積に占める比率は0.6%に過ぎず(表5参照)、また上記37年2月の州計画でもほぼ同規模の4万3,623ヘクタールがソフホーズや労働者購買部から移管されるものとされていることから、ソフホーズからの土地の切り取りは、スヴェルドロフスク州においてはそれほど大規模なものではなかったといえる。

そして、コルホーズへ移管された土地の過半は「その他の土地利用」からの移管が占めていたが、これはおそらく未開の土地を振り分けたものと考えられる。つまり、農地等の利用可能な形態にするために新たに手を加える必要のある土地が多く移管されたものといえるのであり、既に手が加えられている土地が入手可能になるという、コルホーズ農民にとって魅力的な機会ともいえるソフホーズからの土地の切り取りは、スヴェルドロフスク州においては国家証書の交付を急激に加速させる大きな誘因であったとはいえないと考えられるのである。

3.2 土地整理作業に伴う他の問題

上記のように、国家権力、そして地方権力は、コルホーズ農民に対して土地整理の実施を促すために、ソフホーズなどから土地を切り取り、コルホーズに譲渡するというインセンティブを設けた。このようにして土地整理が権力の側から促進されていったが、コルホーズの側には土地整理を阻む要因があった。すなわち、個別的な土地整理の作業には、土地整理員への支払いなど多額の費用が必要とされ、その費用はコルホーズも負担することとなっていた(奥田, 1984, p. 260)。そのため、コルホーズが個別的な土地整理の作業を実施するにあたっては、予算制約が存在していたことになる。

スヴェルドロフスク州におけるコルホーズが負担していた土地整理作業の費用について、1935年の時点でどのような状況におかれていたかを示す事例をみると、以下のとおりである¹⁰。

———ヴォロシーロフ地区のコルホーズでは、1934年の収穫が思わしくなかった。収穫を向上させる手段としては、化学肥料化や電化などが考えられるが、1935年においては徹底的な土地整理、すなわち土壌、地球植物学、土地改良、道路の各側面における詳細な点検と、コルホーズ内の経営の整理が求められる。同地区における過去の土地整理の実績をみると、1931年にGoszemtrest(=Государственный трест землеустроительных работ: 国家土地整理作業トラスト)との間で9月に土地整理の実施に関する契約を結んだが、12月に契約の見直しを求められ、そのために割り当てられた18万ルーブルの融資が停止され、その結果、土地整理は中止された。32年には、Goszemtrestとの間で再度、18万5千ヘクタールにわたる三角測量の実施契約を結ん

¹⁰ 1935年2月27日付で受領された党州委員会カバコフ書記宛書簡「ヴォロシーロフ地区の農業における土地整理、化学肥料化、電化、新規MTS組織化、獣医業務の内容、技術要員について」(ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 13. Д. 482. Л. 37-55.)。

だ。33年には徹底的な土地整理の実施に関する契約を結び、7名の技術者が到来して作業を開始したが、8月に州土地部の指令により作業は中止され、技術者はコルホーズから1万1,400ルーブルを受け取った上で他地区での作業に移動した。34年には、州土地部土地整理課から代表が地区に派遣され、Aerofototrest (=Аэрофототрест: 航空測量を実施する国家機関) との間で契約を結んだ。2ヶ月後、州土地部土地整理課から契約の更改を求められ、数日後、全ての契約が無効とされた。地区はAerofototrest との間で直接契約を結ぼうとしたが、締結は拒否された。その結果、ヴォロシーロフ地区において作業計画が規定されることはなかった。上記の状況を受けて同地区は、土地の大部分について1886年～1887年の時期に策定された〔作業〕計画の素材を利用せざるを得ない。以上の状況を踏まえ、州土地部に対して35年のうちに土地整理を実施するよう求める。その費用は60万～67万ルーブルと見積もられているが、その総支出の50%以上は特別な融資によってカバーされる必要がある――。

ここでは、多額の費用を土地整理機関の要員に対して支払ったにもかかわらず、遅々として土地整理の作業が進んでいない様子だけでなく、州土地部の拙劣な対応によって土地整理作業が遅延している点もみてとることができる。また、この拙劣な対応の背景には、土地整理のための技術要員の不足という事情も存在しているものと考えられる。

つまり、35年以降の国家証書交付過程にみられた集団的土地整理における技術要員の不足は、34年までの状況を受け継いだものであったといえる。

3.3 コルホーズ内の土地整理の実施状況

第2節でみたように、35年定款の採択に伴う国家証書の交付作業については、さまざまな阻害要因がみられたものの、36年末までに9割方が完了していた。その過程をみると、国家証書の交付の前提であるコルホーズの境界線の画定作業にあたって、州土地部は、300名の土地整理員を動員し、また300名の測量員向けの研修を組織して5月15日までに研修作業を終了させるという計画を立てた。その際、地区的意義をもつ森林および湖沼の境界を設定し、土地人民委員部に4月20日までに報告することとされた(ЦДООСО. Ф. 4. Оп. 13. Д. 47. Л. 72-73.)。

一方、国家証書の交付と並行して進められた「土地整理」の作業、すなわち、コルホーズ間の土地整理とコルホーズ内の土地整理¹¹のうちの、前者にあたる「集団的土地整理」の作業については、「準備」段階まではほぼ全てのコルホーズにおいて実施された。表3によれば、35年と36年の「準備」の合計は4,823であり、これは州内のコルホーズ総数に近い数値である。

他方、コルホーズ内の土地整理、すなわち「個別的な土地整理」の進行速度は、コルホーズ間の土地整理ほど速くはなかった。表6に示したのは、36年の党州農業部作成の文書から引用した数値であるが、それによれば、「土地利用の欠陥の除去済み」とされたコルホーズは、全体の約7割にとどまっている¹²。

ただし、個別的な土地整理が実施されたコルホーズにおいては、土地の遠在の除去や区画の整理

¹¹ この土地整理の二面性(外部的なもの内部的なもの)は、帝政時代から引き続くものである。

¹² この数値自体も、過大評価の可能性を捨てきれない。

が一定程度なされたことが、表7からみてとることができる。それによれば、区画は土地整理の実施後に半減しており、さらにコルホーズ総数の約7分の1において土地の遠在が除去されている。

区画の整理について一例を挙げると、以下のようにおこなわれている。「チェルディンスク地区では148コルホーズが1,290区画の土地を得ていたが、現時点で458区画の土地に編成されている。ヴォロシーロフ地区では133コルホーズが1,376区画を得ていたが、280区画となり、イルビツク地区は48コルホーズが162区画を得ていたが、101区画となっている、等々」。

ここでは、多数の区画に散在ないし細分化されていた土地が、個別的な土地整理の実施によって3分の1ないし5分の3程度まで集約されたことが示されている。

ここにおいて、個別的な土地整理の実施は全体の7割で実施されたにすぎなかったが、実施されたコルホーズにおいては、土地の細分化、散在、遠在の除去が一定程度なされたものとみることができる。しかし、個別的な土地整理の実施が36年の時点で7割にすぎなかった背景には、既述のように、要員の不足ならびに費用の不足といった要因が存在していたのである。

3.4 小括

国家権力（そして地方権力）は、35年定款を浸透させると同時に、土地整理の作業も促進した。その際、ソフホーズなどからの土地の切り取りとコルホーズへの譲渡というインセンティブもコルホーズの側に付与された。集団的土地整理は、国家証書の交付と並行して概ね順調に進んだが、しかし、個別的な土地整理については、技術要員の不足、費用の不足といった阻害要因が存在していたため、36年の段階で7割しか遂行されなかった。ここにおいて、農民・対・国家権力という対立構図は存在せず、国家権力の側に内在する問題によって個別的な土地整理の進行が阻まれたといえるのである。

4. おわりに

これまでの考察から明らかにされた点をまとめると、次の通りとなる。すなわち、スヴェルドロフスク州においては、35年定款の策定に伴う国家証書の交付作業の過程で、集団化によって「自分達の」土地を失ったという喪失感のもとにあった農民に対して、国有地の永久利用権が保証されるという誘因も作用して、36年にかけて証書の交付作業自体は概ね順調に推移した。しかし、その過程で、コルホーズ間の紛争が生じたために交付が遅延する例も複数みられた。

また、国家証書の交付と並行して実施されたコルホーズ間の土地整理（集団的土地整理）は、行政機関の執行能力の低さによって実施が遅れがみられたものの、概ね計画に沿って進行した。一方、コルホーズ内の土地整理（個別的な土地整理）については、費用負担や行政機関の執行能力の低さによって36年の段階で約7割が実施されたにとどまった。

つまり、35年定款がコルホーズ農民の間に浸透していく過程において、集団化の際にみられた「農民・対・国家権力」という対決構図は成立せず、浸透の遅延は、もっぱら国家権力の側に

内在する行政的・技術的・財政的要因によってもたらされたのである。

溪内謙は、集団化に際して生じたブハーリン派とスターリン派の対決が後者の勝利に終わった結果、「理念は、ウラル・シベリア方式をめぐる論戦を転機として政治の表舞台から「退場」する。ブハーリン派のこの方式にたいする批判は、普遍的理念が政治的便宜を裁いた最後の機会となった」とし、「スターリン派がなしえた反論は、それ以外にとるべき手段がないという現実的配慮」でしかなかったとみなした（前掲書、40頁）。30年代後期に入り、集団化がほぼ完了した段階においては、もはや「現実的配慮」のみが国家権力の動因と化していたが、しかしその「現実的配慮」の内実は、行政機構の非効率、技術要員の不足など、多くの欠陥を抱えていた。

そして、溪内が「30年代の政治理念」とみなす「国家権力の最大限の強化」は、「国家を過渡期の必要悪とし、究極的な公共性を政治的強制から自由な社会的結合に求めた初発の理念」を完膚なまでに否定した上で成立しているが、この「国家権力の最大限の強化」は、「コルホーズの国家化」としても立ち現れる。そして、35年定款が当初の段階でコルホーズ農民の間で順調に浸透した（かのようにみえた）ことは、国家権力がコルホーズ農民と対決することなく、コルホーズを掌握する第一歩を踏み出したとみることができる。しかし、その後の展開において、再びコルホーズ農民と国家権力との対決構図が生じるのであるが、その考察は別稿を期すこととする。

参考文献

（日本語）

コルニーロフ、Г.（2006）「20世紀前半のウラル地方における農業の変容」奥田央編著『20世紀ロシア農民史』社会評論社。

奥田央（1984）「1930年代におけるコルホーズ農村の土地利用について」『ソヴィエト政治秩序の形成過程』岩波書店。

溪内謙（1996）「ソヴィエト史における「伝統」と「近代」」『思想』1996年4月号、岩波書店。

富田武（1996）『スターリニズムの統治構造』岩波書店。

西村可明（1986）『現代社会主義における所有と意思決定』岩波書店。

松井憲明（1999）「旧ソ連のコルホーズと農家付属地」『経済学研究』（北海道大学）第48巻第3号。

（英語）

Fitzpatrick, S. (1994) *Stalin's Peasants: Resistance and Survival in the Russian Village after Collectivization*, New York and Oxford: Oxford Univ. Press.

（ロシア語）

Данилов, В. П., Маннинг, Р., Виола, Л. (2002) Трагедия советской деревни: Коллективизация и раскулачивание: документы и материалы. 1927-1939, Том.4 (1934-1936), Москва: РОССПЭН.

Филатов, В. В. (2000) Внутриколхозные Проблемы на Урале (1930-е годы), Историческая социология, №.12, с. 96-100.

Зеленин, И. Е. (ред.) (1986) Советское крестьянство в период социалистической реконструкции народного хозяйства : конец 1927-1937, Москва: Наука.

表1 集団化の進行(1933-37年)

	33年	34年	35年	36年	37年
ソ連邦全体	65.6	71.4	83.2	90.5	93.0
ロシア	65.5	71.6	83.4	90.5	92.6
欧露北部	67.5	72.6	86.5	92.8	94.3
北西部	57.7	68.1	85.8	91.3	92.0
中央非黒土	61.9	70.4	84.7	93.1	94.5
中央黒土	66.9	71.6	81.5	87.0	88.4
ヴォルガ上流	62.1	72.7	82.0	88.9	91.0
ヴォルガ中下流	77.3	81.7	87.5	92.3	95.3
北カフカス・クリミア	65.3	70.0	81.5	90.9	95.8
ウラル	70.4	75.2	83.3	90.1	93.6
西シベリア	67.6	67.4	82.9	92.2	94.0
東シベリア	56.0	64.2	78.9	88.2	91.1
極東	64.1	64.7	77.7	91.5	94.0
ウクライナ	72.7	78.3	91.3	95.2	96.1
白ロシア	48.8	55.3	79.0	86.6	87.5
アゼルバイジャン	58.0	53.1	64.3	80.1	86.5
グルジア	38.5	37.9	44.5	74.4	76.5
アルメニア	38.2	45.6	62.4	80.8	88.7
トルクメン	72.0	75.4	81.5	88.8	95.4
ウズベク	71.6	78.5	82.8	90.4	95.0
タジク	45.2	51.6	59.4	80.9	89.9
カザフ	67.3	85.9	90.7	95.4	97.5
キルギス	66.9	65.7	70.8	82.4	89.1

注:各年7月1日時点の集団化比率(単位:%)。

出所:Зеленин, 1986, с.314.

(原典:Колхозыво второй сталинской пятилетке, Москва и Ленинград, 1939, с.2-3.)

表2 1コルホーズ当たりの農戸数及び播種面積

	農戸数		播種面積(ha)	
	33年	37年	33年	37年
ソ連邦全体	68	76	417	476
ロシア	60	67	401	466
欧露北部	40	49	106	159
北西部	28	37	119	171
中央非黒土	43	55	189	258
中央黒土	89	93	482	518
ヴォルガ上流	41	52	268	328
ヴォルガ中下流	164	137	1768	1699
北カフカス・クリミア	139	137	1328	1269
ウラル	88	83	793	777
西シベリア	68	63	492	564
東シベリア	46	63	274	490
極東	42	48	532	520
ウクライナ	134	137	783	768
白ロシア	40	70	199	306
アゼルバイジャン	52	84	142	259
グルジア	51	88	79	162
アルメニア	71	156	179	348
トルクメン	77	68	202	209
ウズベク	66	75	181	255
タジク	44	43	156	183
カザフ	96	73	713	641
キルギス	91	78	400	464

出所:Зеленин, 1986, с.315.

(原典:Колхозыво второй сталинской пятилетке, Москва и Ленинград, 1939, с.6.)

表3 1935-36年における土地整理作業の計画と遂行の情況

	コルホーズ総 数	土地整理作業の該当する段階				
		準備	現物での境界 設置	室内での[事 務]処理	国家証書交付 準備	国家証書交付 済
1935年の作業計画	3670	3670	-	-	-	-
執行済(36年1月1日時点)	-	2475	2346	1611	1483	1415
執行比率(%)	-	69	64	44	40	39
1936年の作業計画	4828	2348	2337	3305	3337	3337
執行済(37年1月1日時点)	-	2492	2584	3294	3392	3426
執行比率(%)	-	106.1	110.5	99.7	101.6	102.6
Кам水力発電所水没地	157	-	-	-	-	-

出所: ЦДООСО. Ф.4. О.15. Д. 530. Л. 117.

表4 国家証書交付作業の過程

(単位:コルホーズ 数)	土地整理の準備	現場での作業	室内での[事 務]作業	国家証書交付 準備	国家証書交付 済
36年における土地 人民委員部の計画 実施情況	2462	2462	3442	3473	3473
5月1日	1528	105	757	749	722
6月1日	1972	852	889	796	743
7月1日	2277	1962	1620	1150	966
8月1日	2345	2226	2247	1755	1392
9月1日	2466	2483	2969	2733	2153
10月1日	2482	2537	3115	3011	2591
10月10日	2482	2541	3192	3161	2901
10月20日	2486	2558	3228	3265	3094
11月1日	2488	2565	3256	3299	3220
11月10日	2488	2573	3276	3350	3330

出所: ЦДООСО. Ф.4. О.15. Д. 530. Л. 118.

表5 コルホーズに移管された土地の内訳

増加分の合計	うち		
	ソフホーズ、労 働者購買部、 協同組合経 営、国家機関・ 施設からの土 地	国家予備土地 ファンドからの 土地	その他の土地 利用
57万3000ha	4万1200ha	23万5100ha	29万6700ha
8.70%	0.60%	3.60%	4.50%

出所: ЦДООСО. Ф.4. О.15. Д. 530. Л. 119.

表6 土地整理の実施情況

土地利用の欠陥の除去 が実施済み	土地利用の欠陥の除去 が未実施
3454 コルホーズ	1376コルホーズ
71,5%	28,5%

出所: ЦДООСО. Ф.4. О.15. Д. 530. Л. 121.

表7 土地整理の効果

土地の細分化と散在の除去を伴う土地整理の遂行			土地整理によって 土地が接近(遠在 地の除去)した農業 アルテリ数
農業アルテリ数	土地整理以前に当 該アルテリにおい て存在した区画	土地整理後に残っ た区画	
2113	9543	4327	698

出所: ЦДООСО. Ф.4. О.15. Д. 530. Л. 121.